「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」

に係る公募　実施要領

**１　目的**

近年、官公庁や民間企業等へのサイバー攻撃が複雑化・巧妙化しており、サイバーセキュリティの確保は安心安全な国民生活や、社会経済活動の観点から極めて重要な課題となっています。そこで、現場の最前線でサイバーセキュリティ対応を行っている地方自治体、民間企業、各種団体等におけるネットワーク環境等のサイバーセキュリティの向上を促進し、ひいては組織・社会のセキュリティ意識の向上を図るため、これらの組織の現場で優れた功績があり、今後更なる活躍が期待される個人又は団体（チーム）を自薦又は他薦により募集し、その中から実績等に鑑み、「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」として表彰します。

**２　募集要項**

**(1)　募集概要**

**ア　募集対象者**

地方自治体、民間企業、各種団体等の現場において、ネットワーク環境等のサイバーセキュリティ向上の観点から、特に顕著な功績があり、今後サイバーセキュリティ分野で更なる活躍が期待される個人または団体（チーム）。

なお、応募・推薦時点までの過去１年間において、法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると判断される方並びに公序良俗に反する事業を行っている方のご応募・推薦はお断りいたします。

**イ　応募・推薦方法**

応募・推薦用紙に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により、「総務省サイバーセキュリティ統括官室」宛に提出してください。なお、取組について参考となる資料（様式任意）があれば、添付してください。

※電子メールによる提出にあたって添付ファイルのサイズが８ＭＢを超える場合は、総務省サイバーセキュリティ統括官室と相談してください。

※郵送の場合による提出にあたっては、応募用紙の電子データを記録したＣＤ－Ｒを同封して提出してください。

※自薦他薦は問いませんが、他薦の場合は被推薦者に許可を得てから応募いただくとともに、推薦用紙の推薦者情報も記載してください（他薦の場合で推薦者情報の記載のない場合は応募を無効とさせていただきます）。

**ウ　応募・推薦期間**

平成30年11月12日（月）～平成30年12月10日（月）【必着】

**エ　提出先及び問合せ先等**

＜提出先＞

（電子メール）

 ictsecurityoffice\_toiawase@ml.soumu.go.jp

（郵送）

〒100-8926

　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号

総務省サイバーセキュリティ統括官室

＜問い合わせ先＞

E-mail：ictsecurityoffice\_toiawase@ml.soumu.go.jp

　　　TEL：03－5253－5749（直通）

総務省サイバーセキュリティ統括官室

サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞担当

（篠崎参事官補佐、五味主査）

**(2)　審査等**

**ア　審査方法**

　　有識者で構成される選考委員会を開催し、本公募及び選考委員からの推薦に基づき同選考委員会で審議を行った上で、総務省が選定します。

（最大３者選出する予定）

**（審査項目）**

1. 実績：現場におけるサイバーセキュリティ対応の十分な実績※があること
（就業経験５年程度以上を目安とする。）

※（例）

・他の組織へのモデルケースとなる組織内のサイバーセキュリティ対策の実施体制の整備（セキュリティポリシー等の策定・運用・点検、情報システムの構築・運用・保守、組織内におけるサイバーセキュリティの教育）

・被害未然防止若しくは被害軽減又は再発防止に大きく寄与したサイバーインシデントへの対処　等

1. その他特筆すべき事項

**イ　その他**

・必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。

・審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。

・お送りいただいた応募・推薦書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

・提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査にあたっては、厳正な管理の下、総務省及び選考委員会にて情報を共有します。予めご了承ください。

**(3)　公表等**

　　平成31年２月に総務省ホームページ等で公表する予定です。また、平成31年２月１日(金)から同年３月18日（月）の「サイバーセキュリティ月間」期間中に表彰を行う予定です。

**(4)　その他**

　・応募・推薦のための一切の費用は、応募・推薦者の負担とします。

・公表の取組は、全国へ優良事例として紹介していく場合があり、広報・ＰＲ活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

・応募・推薦資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。